

## 随意契約によることとした理由

### 1 業務名

エレベーター制御機器等取替修繕業務（シルバー・協同労働センター）

### 2 業務内容

（公社）広島市シルバー・協同労働センターの本部のエレベーターは、平成2年の本部建設当初の設置から36年が経過しており、耐用年数の17年を大幅に超えている。当該機種は既に生産が終了しており、個別の制御機器（巻上機等）も供給が停止されているため、今後、故障が発生した場合に修繕ができない。また、災害時等の安全装置がないことから、安全性に懸念が生じている。そのため、制御機器について互換性を有する他メーカーのものに交換するとともに、安全性向上のための機器（地震時管制運転装置等）を新たに設置する。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

広島市中区十日市町二丁目5番18号

#### (2) 名称

中国昇降機サービス株式会社

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 随意契約によることとした理由

エレベーター制御機器等の取替修繕に当たっては、安全性を担保する観点から、原則として製造メーカーの機器等を使用する必要があるが、エレベーターの構造等を熟知している事業者が実施する場合、例外的に互換性を有する他メーカーの機器等の使用も可能である。

当該事業者は、現在、当該エレベーターの保守点検を実施し、その構造等に精通しているとともに、互換性を有する機器等の選定や交換後の保守点検も併せて実施可能な唯一の事業者である。

よって契約の相手方が特定されることから、本契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、随意契約によることとした。